

令和7年第1回 隠岐広域連合議会臨時会 会議録

1. 招集年月日 令和7年3月17日(月)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会(開議) 令和7年3月17日(月) 14時40分宣告
4. 閉会(閉議) 令和7年3月17日(月) 16時10分宣告
5. 出席議員
 - 1番 川本 息生 7番 亀澤 林大朗 12番 吉田 雅紀
 - 2番 石橋 良行 8番 池田 賢治 13番 須山 隆
 - 3番 安部 大助 9番 前田 芳樹 14番 石田 茂春
 - 4番 村尾 茂樹 10番 仲吉 正
 - 5番 村上 謙武 11番 古濱 正之
6. 欠席議員
 - 6番 西尾 幸太郎
7. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名
 - 広域連合長 池田 高世偉 介護保険課長 上野 俊之
 - 副広域連合長 大江 和彦 隠岐島前病院事務部長 中尾 清司
 - 同 坂 栄一秀 隠岐病院副院長 齋藤 英典
 - 同 平木 伴佳 同 総務課長 山崎 章
 - 同 内田 伸治 同 経営課長 原 幸一
 - 同 川崎 康久 診療所事務長 野津 晶
 - 事務局長 齋賀 光成 消防長 田中 勤
 - 総務課長 和田 哲也 消防次長 田中井 和幸
8. 職務のため出席した事務局職員の氏名
 - 議会事務局長 藤野 則子 書記 高井 美雪
9. 会議録署名議員
 - 9番 前田 芳樹 10番 仲吉 正
10. 議事日程 別紙のとおり
11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更
 - (任期满了) 7番 松新 俊典 10番 仲吉 正
 - (新選出議員) 7番 亀澤 林大朗 10番 仲吉 正
12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
 - (1) 広域連合長提出議案の題目
 - 議第24号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
 - 議第25号 職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

- 議第 26 号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 27 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 28 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 29 号 隠岐広域連合立隠岐病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 30 号 工事請負契約の締結について（フェリー「しらしま」代替船建造請負工事）
- 議第 31 号 令和 6 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議第 32 号 令和 6 年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算（第 5 号）

(2) 議員提出議案の題目

- 発議第 1 号 隠岐広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例
- 発議第 2 号 隠岐広域連合議会会議規則の一部を改正する規則
- 発議第 3 号 隠岐広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

- 13. 選挙の経過 なし
- 14. 議事の経過 次ページ以下会議録参照
- 15. 常任委員の選任
 (総務消防常任委員会) 亀 澤 林大朗
 (医療介護常任委員会) 仲 吉 正
- 16. 議会運営委員の選任
 仲 吉 正
- 17. 傍聴者 なし

議事の経過

○議長（石田 茂春）

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和 7 年第 1 回臨時会が招集されたところであります。

議員各位におかれましては、年度末のご多忙のところ、ご参集いただき誠にありがとうございます。

はじめに、先般行われました、西ノ島町の議会議員選挙におきまして、見事ご当選を果たされ、新たに「亀澤林大朗」議員、「仲吉正」議員の 2 名の隠岐広域連合議会議員が選出されました。

議員各位には心からお喜び申し上げ、隠岐広域連合発展のため、ご尽力をいただきますと共に、益々のご活躍をご祈念申し上げます。

それでは会議開会前に、亀澤議員、仲吉議員、自席から自己紹介をお願いいたします。

亀澤議員からお願いします。

○番外（亀澤 林大朗）

西ノ島町議会から参りました、亀澤林大朗でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（石田 茂春）

次に、仲吉議員、お願いします。

○番外（仲吉 正）

皆様、改めてこんにちは。引き続きまして、広域連合の議員の方へ手を挙げて自主的に参りましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私も長年の議員生活で培ってきた経験を生かして、広域連合の議員の1人として尽力していきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（石田 茂春）

ありがとうございました。

本臨時会には、条例案件6件、工事請負契約の締結1件、補正予算案2件を含めた9案件の上程が予定されております。

議員各位の慎重審議をいただきまして、適切なご決定を賜り、速やかな議事進行が図れますよう、本席からご協力をお願いし挨拶いたします。

《開 会》 号 鈴

ただいまより令和7年第1回隠岐広域連合議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は、先ほど報告の通りであります。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議宣告14時43分）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1. 議席の指定

日程第1.「議席の指定」を行います。

この度、新たに選出されました「亀澤林大朗」議員、「仲吉正」議員の議席は、隠岐広域連合議会会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定することになっておりますので、只今ご着席のとおり指定をいたします。

日程第2. 会議録署名議員の指名

日程第2.「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第126条の規定により、「9番・前田芳樹」議員、「10番・仲吉正」議員を指名いたします。

日程第3. 会期の決定

日程第3.「会期の決定」の件を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日3月17日、1日間にしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。従って、会期は本日3月17日1日間と決定いたしました。

日程第4. 常任委員の選任

日程第5. 議会運営委員の選任

日程第4.「常任委員の選任」、日程第5.「議会運営委員の選任」の2件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

この度新たに選出されました「7番・亀澤林大朗」議員、「10番・仲吉正」議員の「常任委員の選任」、「議会運営委員の選任」については、隠岐広域連合議会委員会条例第5条第4項の規定によって、お手元に配布した別紙1のとおり、亀澤議員は「総務消防常任委員」に、仲吉議員は「医療介護常任委員」・「議会運営委員」に指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、「常任委員」、「議会運営委員」はお手元に配布した名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第6. 諸般の報告

日程第6.「諸般の報告」をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布いたしました、別紙2「諸般の報告書」を参照願います。

日程第7. 議案上程

日程第7.「議案上程」の件を議題といたします。

議第24号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」から、議第32号「令和6年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算(第5号)」までの9案件を一括して議題といたします。

只今、議題となりました、9案件について、提出者から、提案理由の説明を求めます。

○番外(池田広域連合長)

令和7年第1回隠岐広域連合議会臨時会の開会にあたり、提案理由を申し上げます前に、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、年度末の何かとお忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。令和6年度も残すところあと僅かとなり、春の気配を感じる時期となりましたが、皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、先般執行されました西ノ島町議会議員選挙におきまして、10名の議員各位がめでたく当選され、「亀澤林大朗」氏、「仲吉正」氏の2名を西ノ島町議会から選出いただきました。

ここに改めてお祝いを申し上げますとともに、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます。

次に、執行部の退職についてご報告させていただきます。

内田隠岐支庁長、黒谷隠岐島前病院院長、齋藤隠岐病院副院長の3名が3月末をもって退職されることとなりました。

内田隠岐支庁長は、令和5年度に隠岐に赴任され、隠岐広域連合副広域連合長としてご尽力をいただきました。

黒谷院長には、平成30年度から隠岐島前病院に勤務いただき、令和3年度から隠岐島前病院院長として隠岐島前病院の運営にご尽力いただきました。

また、齋藤副院長は、令和2年度から隠岐病院副院長として隠岐病院の運営にご尽力いただきました。

3名の方々のこれまでのご功績への感謝と益々のご活躍、ご健勝を祈念申し上げる次第でございます。なお、隠岐島前病院院長には4月から白石参与に再登板をお願いすることとしておりますので、ご報告申し上げます。

次に、全国離島振興協議会についてでございますが、令和7年度の通常総会が6月2日に隠岐の島町で開催をされることが決定され、全国の離島市町村の首長及び関係国会議員をはじめ、関係者百数十名が来島し、令和7年度の離島振興の取り組みなどについて議論されることとなっております。

また、翌3日には隠岐の島町、4日には島前3町村の視察を予定しており、全国の離島関係者の皆様に隠岐圏域の状況をご確認いただくとともに、離島振興に係る様々な意見交換を行い、今後の取組に繋げていきたいと考えております。

全国の離島関係者とともに、離島の活性化に向け取り組んでいくとともに、隠岐圏域における島民の皆様の安全、安心の生活基盤の整備に向け、職員一丸となって取り組んで参る所存でございます。

議員各位におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、本臨時会提案の諸議案につきまして慎重審議をお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

それでは、議第24号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」から議第32号「令和6年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算（第5号）」までの9案件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第24号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」についてご説明申し上げます。

刑法等の一部改正により、刑罰の懲役と禁錮を一本化して拘禁刑が創設されたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。施行期日は、改正刑法の施行期日である令和7年6月1日とするものであります。

次に、議第25号「職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

育児休業法の一部改正により、育児のための所定外労働の制限対象となる子の範囲が「3歳に満たない子」から「小学校入学前までの子」に拡大されたことから、職員の時間外勤務の制限について所要の改正を行うものであります。施行期日は、令和7年4月1日とするものであります。

次に、議第26号「特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

特別職の職員の給与について、構成町村の特別職の給与の支給状況を踏まえ、期末手当の支給率について所要の改正を行うものであります。施行期日は、公布の日からとするものであります。

次に、議第27号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

令和6年度人事院勧告において給与制度のアップデートについて勧告がなされ、国家公務員の俸給表の改正が令和7年4月1日に適用されることとなっており、これを参考に職員の給料表について所要の改正を行うものであります。施行期日は、令和7年4月1日とするものであります。

次に、議第28号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

病院に勤務する職員の特殊勤務手当について、島根県立中央病院の手当を参考に、実情を踏まえた手当となるよう見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。施行期日は、第1条の改正は公布の日からとし、第2条の改正は令和7年4月1日とするものであります。

次に、議第29号「隠岐広域連合立隠岐病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

隠岐病院事務部について、事務の効率化及びシステム管理、医療DXの推進に対応するため、課の編成を見直すこととしたことから、所要の改正を行うものであります。施行期日は、令和7年4月1日からとするものであります。

次に、議第30号「工事請負契約の締結について」についてご説明申し上げます。

令和7年2月11日に実施したフェリー「しらしま」代替船建造に係わる公募型プロポーザルにおいて、最優秀者として選定された内海造船株式会社とフェリー「しらしま」代替船建造請負工事の契約を締結したく、議会の議決を求めるものであります。契約金額は56億9,800万円であります。

次に、議第31号「令和6年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

予算第2条は、主な建設改良事業の業務予定量を補正するものであります。

予算第3条は、資本的収入および支出を補正するもので、資本的収入は、建設改良費の減及び財源組替により企業債を減額し、出資金を増額するものであり、資本的支出は、実績に

に伴い建設改良費を減額するものであります。

予算第4条は、今回の補正に伴い企業債の金額を改めるものであります。

次に、議第32号「国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

中村診療所複合施設の新築整備事業の遅れにより、医療機器の移設費及び備品購入費について、翌年度に繰り越す必要が生じたため、地方自治法第213条第1項の規定により補正するものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終らせていただきます。

○議長（石田 茂春）

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第8. 質疑

日程第8. これより「質疑」を行います。

議第24号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」から、議第32号「令和6年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算（第5号）」までの9案件について質疑を行います。

最初に、議第24号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、議第24号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」についてご説明をさせていただきます。

条例改正の概要でございますが、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

条例改正の要点は懲役及び禁錮刑につきまして、新たに拘禁刑に単一化されたことに伴い、資料に記載をしております、第1条から第5条の5本の条例について、文言の改正を行うものと、改正前の刑法に関するものについて、経過措置3本でございますが、これらを設けるものでございます。

なお、第1条「隠岐広域連合議会の個人情報保護に関する条例」につきましては、議員発議の条例でございますが、今回の条例改正において、検察庁との協議が必要でございました。一括して協議を行う必要がございましたので、今回こちらで合わせて改正をする取り扱いをさせていただいておりますのでご承知おきをいただきたいと思います。施行期日は令和7年6月1日からとするものでございます。説明は以上です。

○議長（石田 茂春）

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に、議第 25 号「職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、議第 25 号「職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明をさせていただきます。

条例改正の概要でございますが、育児介護休業法の改正に伴い、育児のための時間外労働の制限の対象となる子の範囲が拡大をされております。

これまで3歳に満たない子でございましたが、今後、小学校就学前の子に拡大をされるものでございます。条例改正の要点も同様の内容でございます。施行期日は令和7年4月1日からとするものでございます。説明は以上です。

○議長（石田 茂春）

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に、議第 26 号「特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、議第 26 号「特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明をさせていただきます。

条例改正の概要でございますが、特別職の給与については、構成町村の特別職の給与の支給状況を参考にしており、このたび隠岐の島町において、特別職の給与等について改正をされたこと、島前3町村の特別職の給与の支給状況等を踏まえ、特別職の職員の期末手当の支給率について、所要の改正を行うものでございます。

条例改正の要点でございますが、期末手当の支給率について、年3.3月から年3.35月とするもので、この3.35月が隠岐4か町村の特別職の期末手当の支給率と同率になるものでございます。施行期日は公布の日からとするものでございます。説明は以上です。

○議長（石田 茂春）

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に、議第 27 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、議第 27 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明をさせていただきます。

条例改正の概要でございますが、令和 6 年度人事院勧告において、職務職責に応じた俸給体系への刷新を図ることを目的に、給与制度のアップデートについて勧告がなされ、国の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」により、国家公務員において、令和 7 年 4 月 1 日から新たな俸給表が適用されることとなっております。これを参考に、隠岐広域連合職員の給料表について、所要の改正を行うものでございます。

条例改正の要点でございますが、給与制度のアップデートとは、特に重い職責を担う管理職員に対し、役割に見合った処遇を確保することや、早期に昇格した者には高い処遇を確保することに重点を置き、職務職責に応じた俸給体系への刷新を図るものであり、給料表について、昇格する職員に適用される各級の最低額を引き上げるものでございます。施行期日は令和 7 年 4 月 1 日からとするものでございます。説明は以上です。

○議長（石田 茂春）

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 28 号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、議第 30 号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

条例改正の概要でございますが、隠岐病院に勤務する職員の特殊勤務手当について、島根県立中央病院の病院業務従事手当等を参考に、実情を踏まえた手当となるように、所要の改正を行うものでございます。

条例改正の要点でございますが、まず第 1 条で、夜間看護手当の支給対象職員に、看護助手を加えるものでございます。

2 点目以降は、第 2 条の条文になりますが、特別診療手当について、医師の働き方改革への対応等により、支給実績がなくなったことから、廃止をするものでございます。

3 点目は、管理職員時間外手当の創設に伴い、同手当の支給対象となる医師を除く医療職管理職について、救急業務手当の支給額をこれまでの 2,000 円から、一般職員と同様の 800 円に減額するものでございます。

4 点目は、緊急搬送同乗手当について、現在は支給対象が医師のみとなっておりますが、搬送の状況によっては、医師以外の職員が同乗するケースがあることや、搬送手段によって、拘束時間に大きな差があることから、見直しを行うものでございます。

支給対象の職員や支給額については、社会情勢等に臨機応変に対応するため、現在の支給

額 30,000 円の範囲内において規則で定めることとしております。

5 点目は、公営企業における管理職員への時間外手当の支給に係る労働基準監督署の指摘状況を踏まえ、医療職管理職員へ時間外手当を支給するもので、医師は 1 時間当たり 4,500 円、医師以外の医療職は 1 時間当たり 3,000 円とするものでございます。

6 点目は、救急業務手当及び管理職員時間外手当と、12 月議会にて提出をさせていただきました、管理職員特別勤務手当との重複支給を避けるための規定を設けるものでございます。

施行期日は、第 1 条の規定が公布の日からとし、第 2 条の規定については、令和 7 年 4 月 1 日からとするものでございます。説明は以上です。

○議長（石田 茂春）

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 29 号「隠岐広域連合立隠岐病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋藤隠岐病院副院長）

それでは私の方から、議第 29 号「隠岐広域連合立隠岐病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

条例改正の概要でございますが、病院運営におきまして、診療収入と経営は密接に関連しており、的確に診療報酬の算定等を把握し、経営につなげるとともに効率化を図る目的、また、電子カルテをはじめとしたシステム関連やサイバーセキュリティ対策に加え、医療 DX を推進していくため、専門的に管理できる科を設置するために、所要の改正を行うものです。

改正の要点でございますが、現在の総務課、経営課、医事課を、改正後は総務課総務係と医事経営課につきましては、医事係、経営係とし、情報管理課情報管理係の 3 課に再編するものです。施行期日は平成 7 年 4 月 1 日からとするものです。説明は以上です。

○議長（石田 茂春）

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 30 号「工事請負契約の締結について（フェリー「しらしま」代替船建造請負工事）」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、議第 30 号「工事請負契約の締結について（フェリー「しらしま」代替船建造請負工事）」についてご説明をさせていただきます。

議案書の 25 ページをお開きください。

まず、契約の目的でございますが、フェリー「しらしま」代替船建造請負工事で、契約の方法は公募型プロポーザルによる随意契約、工期は本契約締結の翌日から令和 9 年 12 月 31 日としております。契約金額は 56 億 9,800 万円で、契約の相手は広島県尾道市の内海造船株式会社でございます。

次に、資料 2 「議案に関する参考資料」の 37 ページをお願いいたします。

契約候補者の選定についてご説明をさせていただきます。審査の結果、最優秀者は内海造船株式会社を選定いたしました。

選定の経過でございますが、令和 6 年 10 月 7 日に募集公告を行い、参加表明書の提出期限は令和 6 年 10 月 31 日、技術提案書の提出期限は令和 7 年 1 月 17 日とし、一次審査を令和 7 年 1 月 27 日に行い、二次審査を令和 7 年 2 月 11 日に行いました。応募団体は、内海造船株式会社 1 者でございます。

選定の方法でございますが、選定委員会を設置し提出書類の確認、一次審査、二次審査を実施して選定を行いました。

選定委員会は、資料に記載の方々に委員をお願いし、委員長には、鉄道建設運輸施設整備支援機構の齋藤参与にご就任をいただきました。

二次審査では、提案者によるプレゼンテーションと選定委員によるヒアリングを行い、資料 38 ページに記載をしてあります、評価基準に基づき評価を行いました。

選定基準は 100 点満点中 61 点に設定をしましたが、審査の結果、内海造船株式会社の得点は 76.2 点で、選定基準をクリアしております。

審査の総評については、39 ページに記載をしてありますが、1 点目が、内海造船株式会社の実績に対する評価、2 点目は、船舶の安全性や省エネ対策に対する評価、3 点目は、新船の設備に対する評価、4 点目は、旅客設備に対する評価をまとめております。

1 点目から 3 点目は高評価でございましたが、4 点目に、これからの打ち合わせが必要というようなご意見をいただいております。

それでは、最優秀提案者の内海造船株式会社の提案内容についてご説明をさせていただきますので、本日お配りをさせていただきました、新造フェリーのご提案をご準備ください。まず 2 ページをご覧ください。

内海造船株式会社の会社概要が記載をしてありますが、詳細は 2 月に開催をしました議会において、内海造船のパンフレットをお配りさせていただいておりますので説明は割愛をさせていただきますが、建造予定の工場でございます工場 2 ヶ所でございますが、瀬戸田工場で建造される予定となっております、瀬戸田工場の様子は、4 ページと 5 ページに平面図、それから写真等が掲載をしてありますのでご確認をお願いいたします。

次に、8 ページから 16 ページには内海造船株式会社の建造実績として、これまでの状況が写真つきで掲載をされております。

14 ページをお開きいただきますと、24 番に「れいめい丸」という船がございます。この船は、令和 5 年度に総務常任委員会で視察を行ったフェリーでございまして、このフェリーが内海造船株式会社が建造したものでございます。

続きまして 18 ページをお願いいたします。

建造スケジュールでございまして、令和 7 年度は詳細設計を行いまして、令和 8 年 4 月から加工を開始し、同 11 月に浸水、引き渡しの時期は令和 9 年 4 月と提案をいただいておりますが、公告の期限としては、令和 9 年 12 月が引渡期限となっておりますので、引き渡し時期については、今後関係機関と調整をしながら決定をしていくということになります。

続きまして 19 ページをお願いいたします。

建造価格でございまして、56 億 9,800 万円で提案をいただいております。この額は、このたび提案をいただいた船をそのまま建造した場合の価格でございまして、今後、詳細設計等で内容の変更等が見込まれますので、最終的に建造価格は変動する可能性があるということでご承知おきをいただきたいというふうに思います。

それでは 21 ページをお開きください。

フェリー「おき」と提案船の主な仕様を比較した資料でございまして、まず、船の全長については 1.5 メートル短くなりまして 98 メートル、船の幅は 80 センチ広くなりまして 16 メートル 80 センチ、総トン数は 434 トン重くなり 2,800 トンとなっております。車両の積載能力は同程度ですが、車間が少し広く設けられております。旅客定員につきましては、60 名減少し、830 名となっております。機関及び航海速力は同程度でございまして、燃料消費量が 1 日 27.5 トンで、1.2 トン現船舶より多くなってございます。こちらは総トン数が重くなったことが大きく影響をしているということでございます。

続きまして 22 ページから 32 ページには、一般配置図について記載をしておりますが、こちらについては、あくまで提案でございまして、今後、詳細設計を行う中で要望を伺いながら、見直しをしていく予定となっておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

23 ページをお開きください。

新船の能力アップについて、6 点ほど記載をしてあります。

1 点目は、シリング舵で操作性の向上が期待できるものでございます。2 点目が、ビルジキール深さのサイズアップ、これは船舶の安定性の向上が期待できるものでございます。

3 点目は、係船能力で、ウインチの力量アップと増大により係船能力の向上が期待できる提案となっております。

4 点目は、シャフトブラケット型船尾形状でございまして、こちらは船舶の安定性、それから推進力の向上が期待できる提案となっております。

5 点目でございまして、フィンスタビライザ面積のサイズアップで、こちらは船舶の安定性の向上が期待できる提案になってございます。

6点目が、バウスラスト推力アップ、離着岸の性能について向上が期待できる提案となっております。

次に 37 ページ 38 ページをお開きください。

こちらは新船の復原力についての資料でございまして、船の重心等の関係の調整で、船の安定性の向上が図られる提案でございまして。

次に 39 ページから 53 ページには、客室設備について記載をしてあり、快適性の向上を図る提案がなされておりますが、こちらも一般配置図同様に、詳細設計の中で検討をしていくこととしておりますので、本日説明は割愛をさせていただきます。

それでは 54 ページをお開きください。

騒音振動対策について記載をしてございます。シミュレーター等を活用して騒音の低減等を図る提案がなされてございます。

55 ページは振動対策についての提案でございまして、4点ほど振動を抑えるための取り組みが提案をされております。

最後に 56 ページからはオプションについてでございます。

こちらは現在の提案の建造価格には含まれていないものでございまして、4点ほど提案がございました。

1点目が 57 ページにあります、感染対策に係る空気清浄機の設置、2点目が、外板船体デザインで船舶のデザインについてのオプションということでご提案をいただいております。59 ページも同様でございます。

60 ページには3点目として、気象情報と海図情報の強化、それから4点目、電気自動車用レセプタクルの設置等について提案をいただきました。

様々な提案をいただきましたが、今後詳細設計をしていく中で、これまでいただいたご意見を踏まえながら、安全性、快適性はもとより、住民の皆様にも愛される船舶となるよう、協議を進めながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

なお、議員の皆様にも5月頃に詳細設計の始まりといいますか配置図等を、大まかな見直し案ができたところで、ご意見をいただく機会を設けたいというふうに考えておるところでございます。

それでは、資料2の40ページをお願いいたします。

新船建造事業に係る情報公開についてご報告をさせていただきます。

新船の建造スケジュールは、先ほど建造スケジュールをご説明させていただきましたが、その他の予定として、令和7年度6月ごろに新船の船名の公募を行いたいと思っております。船名の決定は2月頃を予定してございまして、詳細設計についても、その頃の完成を目指しております。令和8年度4月起工式、11月に進水式を予定しております。

公開する情報としましては、この度の選定結果、令和7年度決定をする船名、それから詳細設計において決定をした一般配置図、その後の建造の経過各種イベント等について、情報

公開をしていきたいというふうに考えております。

情報公開の先、及び手法でございますが、隠岐広域連合正副連合長会議、隠岐航路振興協議会、隠岐広域連合議会、住民の皆様を対象に、必要に応じて随時、情報公開をしていきたいと思っておりますが、文書であったり、写真であったり、そういったものを幅広く公開をしていきたいというふうに考えております。説明は以上です。

○議長（石田 茂春）

質疑はございませんか。

○1番（川本 息生）

詳細設計の方が2月で完了ということで、その間に5月末にもう1回近況報告をいただけるという話なんですけど、具体的に詳細設計を詰めるのはどこの、例えば協議会の方で行われるみたいなのが決まったりはするのですか、その辺を教えてください。

○番外（齋賀事務局長）

詳細設計の協議ですが、内海造船株式会社と隠岐広域連合それから運航予定をしております隠岐汽船と三者で協議を進めながら、内容によって船舶の専門家でありますJRTT・SRC等にご意見を伺いながら、詳細設計を詰めていき、議会での報告、それから広域連合の正副連合長会議、隠岐航路振興協議会等で報告をしながら決めていきたいというふうに考えております。

○1番（川本 息生）

すいません、聞き方が悪かったかもしれません。何回ぐらいそういう内海と隠岐汽船と広域連合で行われるみたいなスケジューリングはどうなってるのかなというということを気になって、なんで聞くかっていうと、5月末に報告いただけると思うんですけどその段階でもうほぼほぼ確定ですって言われると、例えば住民の方とかの意見とかが反映されにくくなるかなっていうところはあるんですけど、例えば利用者からの声みたいのを聞く機会ってというのは、いつ頃どういうふうな形であるのかなと気になったところです。

○番外（齋賀事務局長）

まだ本契約になっておりませんが、内海造船と打ち合わせを少しずつしておりまして、一応5月議会の方へ報告をさせていただく段階で、もう最終決定という状況ではございません。

回数ですけれども、Webになります。相当な回数開催をしたいと思っております。図面をいただきながら、こちらで要望をし、修正をしていただいてという作業を何回も繰り返す予定にしております。

5月皆様にご報告をさせていただいて、ご意見をいただいた上で、最終的な図面等を整理をしていきたいと思っておりますが、5月時点のところ、大まかなエリア、配置のエリアについては、決定をしないといけない。細かな部分については、最終的な完成を2月というような形で設定をしております。月に2回ぐらいは、開催をするような頻度になろうかなというふうには思っております。

○議長（石田 茂春）

他にございませんか。

○2番（石橋 良行）

今23ページでビルジキールの深さが500ミリが600ミリになってるんですけども、これで島前の各港の方でギャングウェイが使えないだとか、そういう微妙な100ミリの違いというのがあるように思うんですけども、こういうやつでまたギャングウェイを使わず中の階段を上がり降りするようなそういうことは、いかなもんかなと思ってんですけど、この辺は詳細設計で決めればいいことなのか、その辺は今、考えがあればちょっと伺いたいと思いますけども。

○番外（齋賀事務局長）

このビルジキールのみならず、船の全長が短くなります。そういった関係で、前付け後付けの港がございますので、その辺りの車両甲板からの出入りの関係とか、そういった部分の調整が必要になります。今週から内海造船が現地へ赴きまして、岸壁等の調査をする予定としてございます。その部分でいろいろ調査をしながら、図面等も関係機関からいただいておりますので、それらを見ながら今後詰めていくというような形で打ち合わせをしておるところでございます。

○議長（石田 茂春）

他にございませんか。

○8番（池田 賢治）

先ほどの連合長の挨拶の中に、6月の2日に離島振興協議会の方が来てこっちを視察されるということですけども。

これに合わせて今回のこのフェリーの提案、5月頃に設計が提案、設計図の状況が報告できるということですけども、この時にもやはりその何かフェリーの提案について、離島振興協議会で、何か考え方を示されるわけでしょうか。

○番外（川崎副広域連合長）

全国離島振興協議会におかれましては、全国的な航路の状況だったりとかですね、それから、船舶の建造にかかる費用等の要望等々のお話がございますが、個別のこのフェリー「しらしま」の後継船について、具体的な協議をする予定は今のところございません。

○8番（池田 賢治）

そうすると、56億の建造費がかかるわけですけども、その辺の財源的なことは、要望は別に考えてないということで理解していいわけですか。

○番外（川崎副広域連合長）

はい。

○議長（石田 茂春）

他にございませんか。

○5番（村上 謙武）

この資料2の40ページに、新船建造事業に係る情報公開についてのページがあるんですけど、そこで新造船建造スケジュールの最後に、令和9年度4月引き渡し予定というふうにありますけど、この令和9年度4月というのは、令和9年4月という意味でしょうか。

○番外（齋賀事務局長）

造船所から提案をいただいております引き渡しの時期が、令和9年の4月というふうに提案をいただいております、ただ引渡期限が12月で、令和9年の12月を設定してございます。かなり期間がございまして、ただ引き渡しには隠岐汽船の乗組員が、事前に造船所へ行きまして、こちらへ持って帰る準備等が必要になります。そうすると現在のフェリー3隻の運航に影響を及ぼすことも想定をされますので、引き渡しの時期については、この4月から12月の間で、これから調整をしながら決定をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○5番（村上 謙武）

ということはこの引渡式でイコール運航ができるという意味ではないということですね。そういうふうに理解してよろしいですね。

○番外（齋賀事務局長）

引渡式はあくまで造船所で、我々隠岐広域連合に船が引き渡されるタイミングということで、引渡式までは、造船所の責任、引き渡しを受けてしまうともう何かそこでトラブルがあったとしても、こちら側のリスク管理というような、引渡式っていうのはそういうリスク管理の受け渡しというようなもののタイミングということで、引き渡し後すぐに就航できるというものではないということでございます。

○5番（村上 謙武）

議長終わります。

○議長（石田 茂春）

運航開始はいつごろ予定してますか。

○番外（齋賀事務局長）

それについても、引き渡しの時期、それから隠岐へ持って帰る時期、それから就航式のタイミング等々様々なことが絡みますので、これから詰めていく予定で、全く今のところその何月頃というのはお答えできないという状況です。

○議長（石田 茂春）

他にございませんか。

○12番（吉田 雅紀）

契約ですけども、今後、今いろんな経済状況を取り巻く状況、或いは国際情勢のこともありますし、こうやって契約を結んだ時点ではこの金額だったんだけど、今後為替も含めてですね、大幅に資材が変動するとか、或いは資材以外の項目が変動する、或いはそれによって

納期がどうなるかという、そういったリスクに対しての契約の特記事項ってというのはどういう状況なんですか。

○番外（齋賀事務局長）

建造価格についてでございますが、これからこちらの要望による内容の変更等については、契約変更の対象にしますが、物価の変動、鋼材等の価格の変更等については、あくまで造船所負担ということで今協議をしているところでございます。

○議長（石田 茂春）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 31 号「令和 6 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 5 号）」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋藤隠岐病院副院長）

それでは、議第 31 号令和 6 年度隠岐病院事業特別会計補正予算第 5 号について説明申し上げます。

今回の補正につきましては、資本的収入及び支出におきます建設事業また医療機器の購入等が完了したことによる減額の補正等、財源が今回記載の内容が区分が変わりますので財源見直しという形での内容となっております。

企業債の補正ということで、詳細につきましては、限度額を変更するものです。

それでは詳細について説明させていただきます。

今回につきましては、建設改良におきまして院内 LED 工事の完了に伴い不用額、また、有形固定資産につきましては、医療機器等 8 品目につきまして医療機器の購入等が終わりましたのでそれに伴う減額としまして、769 万 5,000 円を減額するものです。

次に収入につきましては、今回のところにつきましては、減額の補正に伴い、現在企業債病院事業債で、財源としておりましたけれども、隠岐の島町の方から過疎債の方が充当できるということにより財源が有利というところもありますので、それに伴い企業債を減額し、出資金の方を増額する形で対応するものです。また、不足する 5 万 3,000 円については、内部留保資金を補填して対応するものです。説明は以上でございます。

○議長（石田 茂春）

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 32 号「令和 6 年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算（第 5 号）」について質疑を行います。執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（野津診療所事務長）

それでは、議第 32 号令和 6 年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算第 5 号についてご説明いたします。

中村診療所複合施設に関する繰越について、繰り越し事由につきましては、中村診療所複合施設の新築整備事業については、建築整備事業は隠岐の島町が実施し、備品及び医療機器等の購入移設は隠岐広域連合で進めております。隠岐の島町で実施する建築整備事業について、当初の計画では、令和 7 年 3 月に完成予定でありましたが、工事の遅れにより、令和 7 年 5 月に変更となったことに伴い、備品及び医療機器等の納入や移設を令和 7 年度に繰り越すものでございます。繰越額は 1,933 万 5,000 円でございます。事業完了予定日は令和 7 年 6 月 30 日としております。また、実際の診療所の供用開始は令和 7 年 7 月 2 日を予定してしております。説明は以上でございます。

○議長（石田 茂春）

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただいまから、16 時 00 分まで休憩といたします。

（休憩宣告 1 5 時 4 4 分）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（再開宣告 1 5 時 5 8 分）

日程第 9. 討論

日程第 9. これより「討論」を行います。

議第 24 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」から、議第 32 号「令和 6 年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算（第 5 号）」までの 9 案件を、一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日程第 10. 採決

日程第 10. これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行ないます。

始めに、議第 24 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する

条例」から、議第 29 号「隠岐広域連合立隠岐病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」までの、6 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって、議第 24 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」から、議第 29 号「隠岐広域連合立隠岐病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」までの 6 案件については原案のとおり可決されました。

次に、議第 30 号「工事請負契約の締結について（フェリー「しらしま」代替船建造請負工事）」について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって、議第 30 号「工事請負契約の締結について（フェリー「しらしま」代替船建造請負工事）」については、原案のとおり可決されました。

次に、議第 31 号「令和 6 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 5 号）」から、議第 32 号「令和 6 年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算（第 5 号）」までの 2 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって、議第 31 号「令和 6 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 5 号）」から、議第 32 号「令和 6 年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算（第 5 号）」までの 2 案件については、原案のとおり可決されました。

以上で、採決を終わります。

日程第 11. 議員提出議案の上程及び審議

日程第 11. これより「議員提出議案の上程及び審議」を行います

お手元に配布のとおり、3 件の議案が議員提案されました。

隠岐広域連合議会会議規則第 14 条の規定による議員提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

発議第 1 号「隠岐広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例」から、発議第 3 号「隠岐広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」までの 3 案件について、一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○ 8 番 (池田 賢治)

それでは、議員提出議案の上程をいたしたいと思います。

発議第1号「隠岐広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例」、上記の議案を別紙の通り提出する。令和7年3月17日提出。提出者は隠岐広域連合議会議員「池田賢治」、賛成者、同じく「西尾幸太郎」、賛成者、同じく「前田芳樹」、広域連合議会議長「石田茂春」様。

提案理由、多様な人材の議会への参画を図る観点や、議会運営の合理化を図る観点から、議会に係る手続きのオンライン化などを内容とする地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日より施行された。これに伴い、関連する手続きのオンライン化の対応に関する改正に合わせて、委員の選任に関する規定について誤解が生じやすい表現や内容が重複するため、所要の改正を行うものであります。

次に、発議第2号「隠岐広域連合議会会議規則の一部を改正する規則」、上記の議案を別紙の通り提出する。令和7年3月17日提出。提出者と賛成者は先ほどと同じ議員名であります。

提案理由として、多様な人材の議会への参画を図る観点や、議会運営の合理化を図る観点から、議会にかかる手続きのオンライン化などを内容とする地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日より施行された。これに伴い、関連する手続きのオンライン化の対応に関する改正に加え、現在の社会情勢に照らした文言調整規定の改正を行うものであります。

続いて、発議第3号「隠岐広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例」上記の議案を別紙の通り提出する。令和7年3月17日提出。提出者、賛成者は先ほどと同じ氏名でございます。

提案理由として、「情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に対応するとともに、所要の規定の整備のため、隠岐広域連合議会の個人情報保護に関する条例の見直しを行うものであります。

以上、発議3件よろしくお願いたします。

○議長（石田 茂春）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第1号「隠岐広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例」から、発議第3号「隠岐広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」までの3案件について、採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、発議第1号から発議第3号までの3案件については、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本臨時会に提出された議案は、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

(本会議閉議宣告16時09分)

○番外(池田広域連合長)

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会には、条例案件6件、契約案件1件、補正予算2件の9案件を上程させていただきましたが、原案通り可決、決定を賜り、誠にありがとうございました。

新年度を迎えるにあたり、新たな執行体制で島民の皆様の「安心・安全の生活」の確保に向け取り組んで参る所存であります。

石田議長様をはじめ、議員各位の、引き続きのお力添えを賜りますようお願いを申し上げ、閉会御礼のご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長(石田 茂春)

閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日、退任のごあいさつをいただきました内田副連合長におかれましては、長年、県政発展のため、また隠岐広域連合活性化のためにご尽力いただき、ありがとうございました。

斎藤隠岐病院副院長におかれましても、長年町職員としてご苦勞されました。そして、副院長の立場で、病院スタッフの確保にご尽力いただき、議会を代表して心から感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございました。

これからは1日1日と桜のつぼみも膨らみ、穏やかな季節となります。

議員各位、執行部の皆様におかれましても、健康には留意され、益々のご活躍をご祈念いたしまして、閉会の挨拶といたします。本日はどうもご苦勞さまでした。

(本会議閉会宣告16時10分)